

役員（専務理事）候補者の公募について

令和4年3月29日

一般社団法人新居浜市観光物産協会

一般社団法人新居浜市観光物産協会（以下「当法人」という）の役員候補者を次のとおり公募します。

1 法人の概要

- (1) 法人の名称：一般社団法人新居浜市観光物産協会
- (2) 代表者：代表理事（会長） 石川勝行
- (3) 所在地：〒792-0812 愛媛県新居浜市坂井町2丁目3番45号
- (4) 事業目的及び事業内容

新居浜市の観光と物産の振興に関する事業を行い、地域経済、文化の進展を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- ①観光客の誘致促進を図るため、観光宣伝及び観光資料の作成並びにこれらに係る各種事業の実施
- ②観光資源、施設の保護及び利用の促進
- ③特産品、土産品の開発の助成及び宣伝
- ④観光に関する調査研究及び情報の収集提供
- ⑤新居浜市の委託を受けて行う観光施設等の維持管理及び同市が行う観光事業への参加、協力
- ⑥観光案内及び宿泊施設の紹介、斡旋
- ⑦観光関係団体との連絡協調
- ⑧物産の内外への紹介、宣伝及び販路開拓に伴う調査研究
- ⑨各種物産展、展示会等の開催及びこれらへの参加
- ⑩物産に関する情報の収集及び提供
- ⑪ふるさと納税の返礼品の開発
- ⑫その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 公募する役員候補者の役職及び募集人員

専務理事候補者 1名

3 職務の概要

- (1) 会長、副会長を補佐し、当法人の日常業務を統括する。
- (2) 当法人の目的遂行のための企画・立案を行う。
- (3) 当法人の自主事業を推進する。
- (4) 当法人内外の関係者との折衝、各種調整を行う。

- (5) 観光振興に関わる人材育成を行う。
- (6) 正副会長及び理事の意見を取りまとめ行政との交渉を行う。

4 応募資格

次に掲げる条件を満たした個人とする。

- (1) 心身ともに健康で、当法人の目的、事業内容、事業環境及び財務状況を理解の上、強い意欲を持って役員としての任務を的確に遂行する十分な能力を有するとともに、中立性・公平性を保ち倫理観を持って、業務を遂行する資質を有する者
- (2) 一般企業や行政等において、リーダーとしてのマネジメント経験があり、その能力を有する者
- (3) 組織内外の関係者と円滑な調整、折衝を行うことができる者
- (4) 基本的なパソコン操作ができる者
- (5) 普通自動車免許を取得している者
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でない者
- (7) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していない者
- (8) 禁固以上の刑に処せられた場合、その執行を終えている者又はその執行を受けることがなくなった者
- (9) 常勤の役員として当法人の業務運営に専任でき、令和4年5月1日から勤務できる者

5 任期等

令和4年5月1日から専務理事候補者として勤務した後、6月に開催予定の定時総会で理事に選任され、同日の理事会で専務理事に選任されてから、令和6年開催予定の定時総会終結の時まで。なお、再任をさまたげるものではない。

6 勤務地・勤務時間

- (1) 勤務地 愛媛県新居浜市坂井町2丁目3番45号
一般社団法人新居浜市観光物産協会 事務局
- (2) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分（休憩は正午～午後1時）

- 7 休日等 土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年の1月3日ほか
(職員の就業規則に準ずる)

8 報酬等

報酬は、年棒3,153,600円（健康保険、厚生年金に加入）とし、年俵を12か月で除した金額を月ごとに支払う。手当、退職金は支給しない。

9 公募期間

令和4年3月30日（水）から4月19日（火）まで

10 応募方法

(1) 提出書類（日本語で記載すること。）

①履歴書：学歴、取得資格、職歴等を記載し、写真（3か月以内に撮影したもの）を貼付すること。

※学歴は、義務教育終了時から年代順に記載すること。

職歴は、法人（団体）名、主な所属部課名・役職等を記載すること。

連絡用の携帯電話番号及びEメールアドレスを記載すること。

②小論文（A4縦長、横書き）

新居浜市の観光物産振興のあり方、活性化方策をテーマに1000文字程度。

③自己アピール文（A4縦長、横書き、字数自由）

業務経歴とその詳細、応募の動機、本役職に適任であるとする理由等を記載すること。

(2) 書類の提出方法

応募にあたっては、封筒の表に「役員応募」と朱書きし、郵送（簡易書留）又は持参により、4月19日（火）必着により、提出すること。

送付先：〒792-0812 愛媛県新居浜市坂井町2丁目3番45号
一般社団法人新居浜市観光物産協会 事務局 宛て
（電話 0897-32-4028）

11 選考の方法

(1) 第一次選考

提出書類を基に審査し、合格者を決定する。応募者全員に対して、書類選考の結果を文書で通知する。

(2) 第二次選考

第一次選考の合格者を対象に面接を行い合否を決定する。

第二次選考の受験者に対して文書で結果を通知する。

12 その他

(1) 応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 応募書類や選考により取得した個人情報、選考審査のみに使用する。

(3) 応募書類は、返却しない。

(4) 選考の過程に関する質問は、受け付けない。